

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2023年 4月 11日

（あて先）豊中市長

提出者

住 所 大阪府豊中市北条町4丁目11-1

氏 名 祥正建設株式会社

代表取締役 松田 澄子

電話番号 06-6868-2179

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	豊中市管轄内事業場
事業場の所在地	豊中市管轄区域内
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	34,000万円
③従業員数	8人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(2022年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	廃路盤材	コンクリート塊
	排出量	768.00 t	166.00 t
	(これまでに実施した取組) 土木、水道、下水工事等の現場で、共通する廃棄物は、分別を徹底し、再生処理業者に委託した廃棄物は、再生砕石、再生合材に再処理し、再生資源として再利用しています。 安定型混合廃棄物は、同じく分別を徹底し、資源として売却できるもの(金属類、ダンボール等)は売却し、委託する業者は、優良認定業者を選定して処理を依頼しています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃路盤材	コンクリート塊
	排出量	800.00 t	200.00 t
	(今後実施する予定の取組) 今年度も、より上記取組の充実を図ります。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類を廃路盤材、コンクリート破片をコンクリート塊、アスコン塊と3種類に分別し、再生処理業者に委託しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今年度も、より上記取組の充実を図ります。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

アスコン塊	廃プラスチック類	陶磁器くず	安定型混合廃棄物
1105.00 t	4.00 t	10 t	2 t

②計画

アスコン塊	廃プラスチック類	陶磁器くず	安定型混合廃棄物
1200.00 t	4.00 t	10 t	2 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃路盤材	コンクリート塊
	全処理委託量	768.00 t	166.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	768.00 t	166.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者	t	t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

アスコン塊	廃プラスチック類	陶磁器くず	安定型混合廃棄物
1105.00 t	4.00 t	10 t	2 t
t	t	t	t
1105.00 t	4.00 t	10 t	2 t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃路盤材	コンクリート塊
	全処理委託量	800.00 t	200.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	800.00 t	200.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入に向けた取組みを進める。			
※事務処理欄			

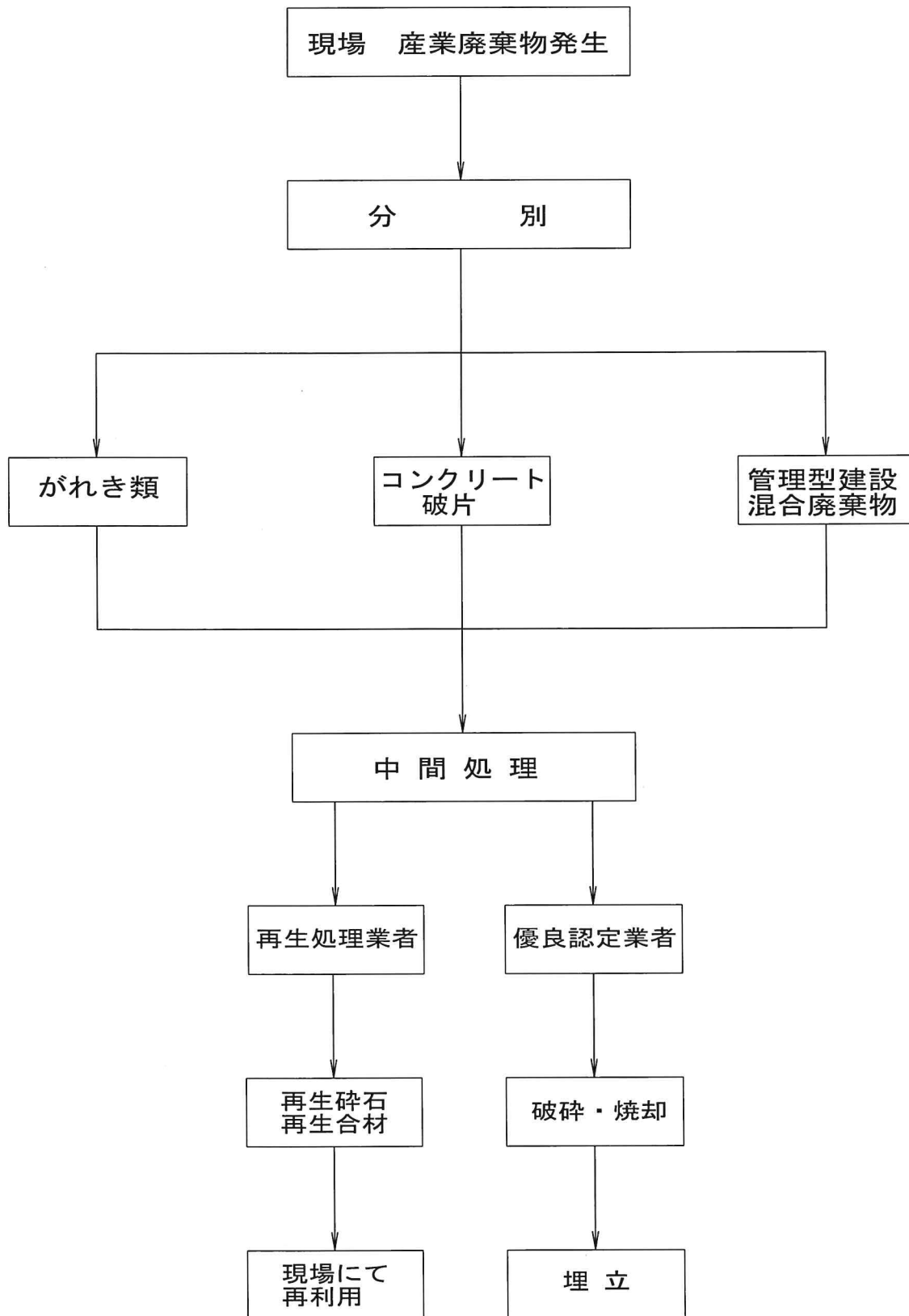
②計画

アスコン塊	廃プラスチック類	陶磁器くず	安定型混合廃棄物
1105.00 t	4.00 t	10 t	2 t
t	t	t	t
1105.00 t	4.00 t	10 t	2 t
t	t	t	t
t	t	t	t

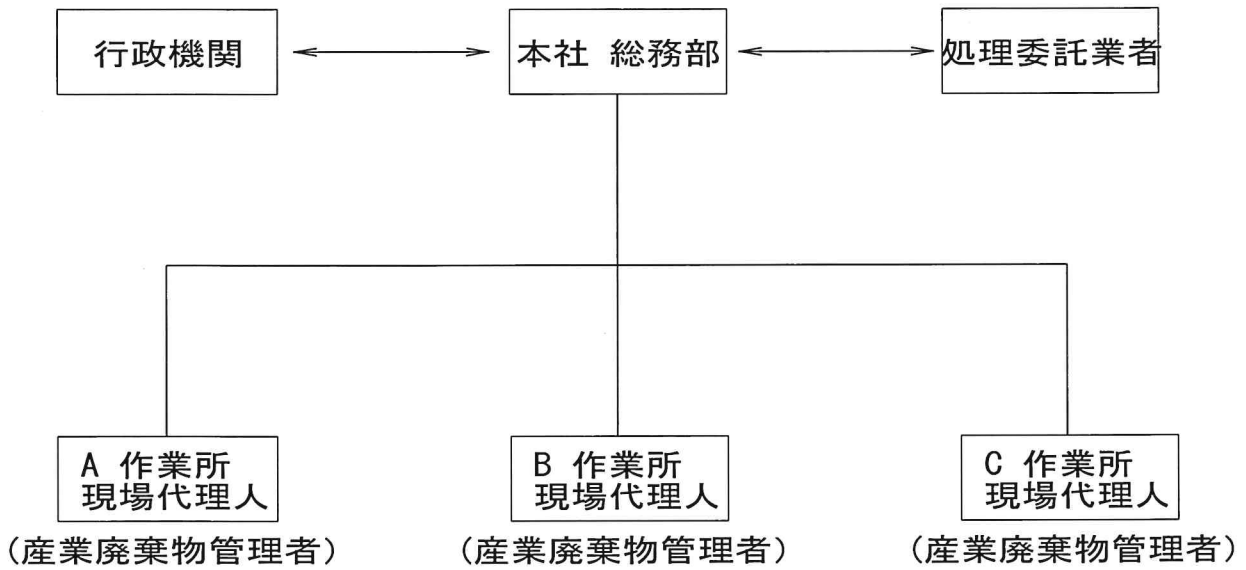
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【産業廃棄物の一連の処理の工程】



【管理体制図】



	各部署の役割
本社 総務部	①処理委託業者の承認及び委託契約書の締結 ②処理委託業者への支払い ③マニフェスト伝票の管理及び保存 ④行政機関への報告
作業所 現場代理人	①処理委託業者の選定及び委託契約書の作成 ②産業廃棄物の処理に関するルール of 順守の確認 ③マニフェスト伝票の交付及び管理